

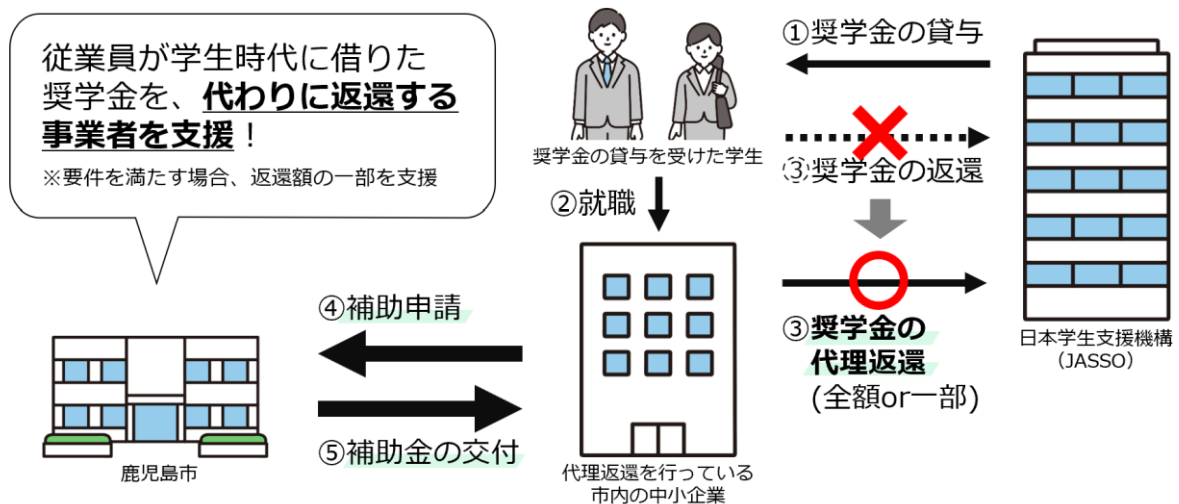
鹿児島市奨学金代理返還支援補助金 申請要領

1. 事業の概要

物価高騰の影響を受けている鹿児島市内の中小企業者等の人材の確保及び定着等に向けた取組を支援し、従業員の経済的負担軽減を図るため、奨学金代理返還支援制度を導入し、企業が従業員の代わりに負担する奨学金返還金の一部を補助します。

※本事業において、奨学金の貸与団体は独立行政法人日本学生支援機構のみをさします。

「奨学金代理返還支援補助金」の流れ



2. 補助内容

(1) 交付対象者(中小企業事業主等)の要件

次の①～⑦を全て満たす中小企業事業主等

- ① 市内に本店または事業所を有する中小企業事業主であること
- ② 納期の到来している市税を完納していること
- ③ 奨学金代理返還支援制度を導入していること
- ④ 日本学生支援機構から提供される情報により、返還額の証明ができること
- ⑤ 市ホームページ等で事業者名等及び奨学金代理返還支援制度の内容を公表することに同意すること
- ⑥ 公共職業安定所を通じて提供する求人に係る情報等または自社のホームページに、奨学金代理返還支援制度を導入していることを明示していること
- ⑦ 暴力団等に関与していないこと

(2) 中小企業事業主等の範囲

個人事業主、法人、社団、財団で、「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業事業主に該当します。

業種	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員の数
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※業種の具体的な内容はP8別表のとおり

(3) 支援対象者(対象となる従業員等)の要件

次の①～⑥を全て満たす従業員等

- ① 鹿児島市に居住していること
- ② 正規雇用者^{(注)1}として勤務していること
- ③ 鹿児島市内の事業所に勤務していること
- ④ 資格選定申請日において、貸与された奨学金を返還中であること
- ⑤ 申請年度の4月1日時点で、当該企業において就職後6年以内であること(中途採用含む)
- ⑥ 当該事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が他の従業員と同様であると認められる場合は除く

(注)1 正規雇用者:期間の定めのない契約に基づく雇用であり、同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者

(4) 支援対象期間

支援対象者1人につき最大6年間

(5) 補助対象期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

(6) 補助率

交付対象者が、支援対象者に貸与された奨学金を申請年度に代理返還した額の2分の1以内

(7) 補助額

①交付対象者が代理返還した額の2分の1以内の額で、②下記ア～ウの補助限度額のいずれか低い額(千円未満 切り捨て)

② 補助限度額

ア 支援対象者が就職後1～3年目までは1人当たり年額9万円、4～6年目までは1人当たり年額6万円

イ 交付対象者が年度途中から代理返還を開始した場合、支援対象者が就職後 1～3 年目の場合は月額 7,500 円、4～6 年目の場合は月額 5,000 円

ウ 従業員等が年度途中で支援対象者となった場合、支援対象者が正規雇用となった日の属する月を 1 ヶ月目(ただし、支援対象者が正規雇用となった日の属する月に返済猶予期間が経過していない場合は、初回返済日の属する月)とし、就職後1～3年目までは1人当たり年額9万円、4～6年目までは1人当たり年額6万円

3. 申請から交付までの流れ



(1) 交付申請資格選定申請

補助金の交付申請前に、事前に交付申請の資格を得ることが必要ですので、下記書類を提出してください(支援対象者の初回申請時のみ)。提出された書類の審査後、選定結果を通知します。

なお、交付申請資格選定申請通知書により、交付額が決定されるものではありませんので、ご注意ください。

【申請期間】

令和8年8月3日(月)～令和8年11月30日(月)

【提出書類】 ※様式は市ホームページからダウンロードしてください

- ① 鹿児島市奨学金代理返還支援補助金交付申請資格選定申請書(様式第1) (注)2
- ② 代理返還内訳書(資格選定時提出用)
- ③ 就労証明書(様式第2) ※支援対象者ごと
- ④ 誓約・同意書(様式第3)
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第4) ※支援対象者ごと
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第5)
- ⑦ 日本学生支援機構が発行する代理返還支援対象者の奨学金返還証明書等の写し
- ⑧ 奨学金代理返還支援対象者の雇用契約書または労働条件通知書の写し
- ⑨ 奨学金代理返還支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ⑩ 奨学金代理返還支援を実施していることが分かる根拠書類(就業規則、奨学金代理返還支援制度規定など)
- ⑪ 鹿児島市内に事業所等が所在することを証するもの
 - ・法人の場合 : 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は所在証明書の写しなど
 - ・個人事業主の場合 : 個人事業の開業届出書の写し
- ⑫ 申請者の写真付き身分証明書の写し(申請者が個人事業主の場合のみ) (注)3
- ⑬ 鹿児島市奨学金代理返還支援補助金交付申請資格選定申請書類チェックリスト

(注)2 申請者の住所は、法人の場合は本店所在地(登記簿謄本に記載の住所)、個人の場合は、代表者がお住まいの住所(本人確認書類に記載の住所を記入してください)。

(注)3 身分証明書の写しは、住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例)・個人番号カード(オモテ面のみ)

- ・運転免許証(申請書記載住所が裏面に記載の場合は両面)
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る)(両面)
- ・障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます。

- ・住民票及び各種健康保険証(両面)の両方
- ・住民票及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方

(2) 提出内容の変更

資格選定通知後、提出した内容に変更が生じた場合は、速やか(14日以内を目途)に代理返還申請事項変更届(様式第8)、代理返還内訳書(変更用)を提出してください。

なお、変更内容によっては、支援対象者の資格を失うことがあります。また、予算の範囲内において全額の変更が認められない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 補助金交付申請

当該年度分の下記補助金交付申請書類を提出してください(毎年度)。

※補助金交付申請資格選定された交付対象者のみ申請できます。

【申請期間】

令和9年1月4日(月)～令和9年2月15日(月)

【提出書類】 ※様式は市ホームページからダウンロードしてください

- ① 鹿児島市奨学金代理返還支援補助金交付申請書(様式第9)
- ② 代理返還内訳書(交付申請時提出用)
- ③ 代理返還を行ったことが証明できるもの(納入通知書・通帳・日本学生支援機構の専用ページの写しなど)

※交付申請時に間に合わなかった分(1～3月分)の証明については、3月31日(水)までに必ず提出してください。

- ④ 請求書
- ⑤ 振込先口座の通帳の写しなど^{(注)4}
- ⑥ 鹿児島市奨学金代理返還支援補助金交付申請書類チェックリスト

(注)4 振込先口座の銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるページの写しを添付してください。

・法人の場合

法人名義の口座の通帳の写し

通帳を開いた1・2ページ目 等

・個人の場合

個人(申請者本人)名義口座の通帳の写し(屋号名義のみは不可)

通帳を開いた1・2ページ目 等

・電子通帳の両面コピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の両面等を印刷したもの 等

(4) 交付決定

提出された書類の審査後、交付決定を行い、交付決定額を通知します。交付決定額について、補助対象者からの請求に基づき、補助金を交付します。

4. 申請書類の提出方法

※原則オンライン申請で受け付けます

(1) オンラインによる申請

本市ホームページ「鹿児島市奨学金代理返還支援補助金」のページから申請フォームへアクセスし、基本情報の入力及び申請書類のアップロードを行ってください。

【鹿児島市奨学金代理返還支援補助金】

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/koyosuishin/2026syougakukindairihenkan.html>



【鹿児島市ホームページ】



【資格選定申請フォーム】

(2) 郵送による申請

下記郵送先あてに郵送してください。

【郵送先】

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市 産業局 産業振興部 雇用推進課 宛

※封筒オモテ面に「鹿児島市奨学金代理返還支援補助金 申請書在中」とご記載ください。

※封筒ウラ面に差出人の住所および会社名、担当者名をご記載ください。

※レターパック・簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

(3) 直接持参による申請

下記窓口までご持参ください。

【提出窓口】

鹿児島市山下町11番1号 みなと大通り別館5階

産業局 産業振興部 雇用推進課

【受付時間】

平日：8時45分～12時00分／13時00分～16時30分

5. その他

- ◆ 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、申請者に対し、検査、報告や資料の提出を求めることがあります。
- ◆ 交付対象者が虚偽の申請、その他不正な手段により、補助金の不正受給を行ったと認められる場合は、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金については返還していただきます。

6. 問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 みなと大通り別館5階

鹿児島市 産業局 産業振興部 雇用推進課

電話：099-216-1325

メール：koyosuishin@city.kagoshima.lg.jp

(別表) 小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の分類

業種	該当分類項目
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類791（旅行業）は除く 大分類O（教育、学習支援業）（中分類81，82） 大分類P（医療、福祉）（中分類83～85） 大分類Q（複合サービス事業）（中分類86，87） 大分類R（サービス業〈他に分類されないもの〉）（中分類88～96）
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
製造業その他	上記以外のすべて